

自転車には

「普通自転車」と「普通自転車以外の自転車」

それぞれに違うルールが適用

普通自転車とは、

1. 車体の大きさ: 長さ190cm以内、幅60cm以内

2. 車体の構造 : 4輪以下

3. 側車 : つけていない

4. 運転者以外の乗車装置を備えていない(幼児用座席は除く)

5. ブレーキが、走行中容易に操作できる位置にある

6. 歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部が無い

7. 他の車両をけん引して無い

普通自転車は、<u>一般に使用されている自転車や電動アシスト自転車など該当</u>

普通自転車のメリット:普通自転車であれば、例外的に歩道の通行が可能

普通自転車以外の自転車の注意点

- 1. 普通自転車以外の自転車は、 <u>歩道通行不可</u>
- 2. 歩道を通行する必要がある場合、 **自転車から降りて押して歩く、歩行者**扱い。
- 3. <u>側車付きの自転車やけん引している自転車は</u>たたとえ<u>押して歩いた</u>としても<u>歩行者とみなされない。</u>

